資料９

令和元年度東京都税制調査会
第１回　小委員会

「２　地方財政調整制度に関する資料」

令和元年６月１４日

「２　地方財政調整制度に関する資料 」　目次

資　料　名	頁
地方の歳入の状況(平成29年度歳入決算額)	1
地方財政の果たす役割	2
地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析	3
地方一般財源総額の推移①②	4
財政制度等審議会「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日） （一般財源総額実質同水準ルールに関する部分抜粋）	6
地方財政計画（歳入）の推移（当初ベース）	7
地方財政計画の歳出の推移	8
地方財政の財源不足の状況	9
地方財政の借入金残高の状況	10
国の借入金残高の推移	11
地方交付税制度の概要	12
基準財政需要額、単位費用、補正係数、基準財政収入額の概要	13
国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成31年度当初）	14
地方交付税等総額（当初）の推移	15

「２　地方財政調整制度に関する資料 」　目次

資　料　名	頁
都道府県別交付税依存度（平成29年度決算額）	16
地方交付税率の変遷	17
留保財源率の引き上げ（平成15年度）	18
普通交付税不交付団体の状況（平成30年度）	19
普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方①②	20
地方交付税に関する過去の東京都税制調査会における主な意見	22
「地方共有財源を巡る構想」に対する過去の東京都税制調査会における議論	23

地方の歳入の状況（平成29年度歳入決算額）

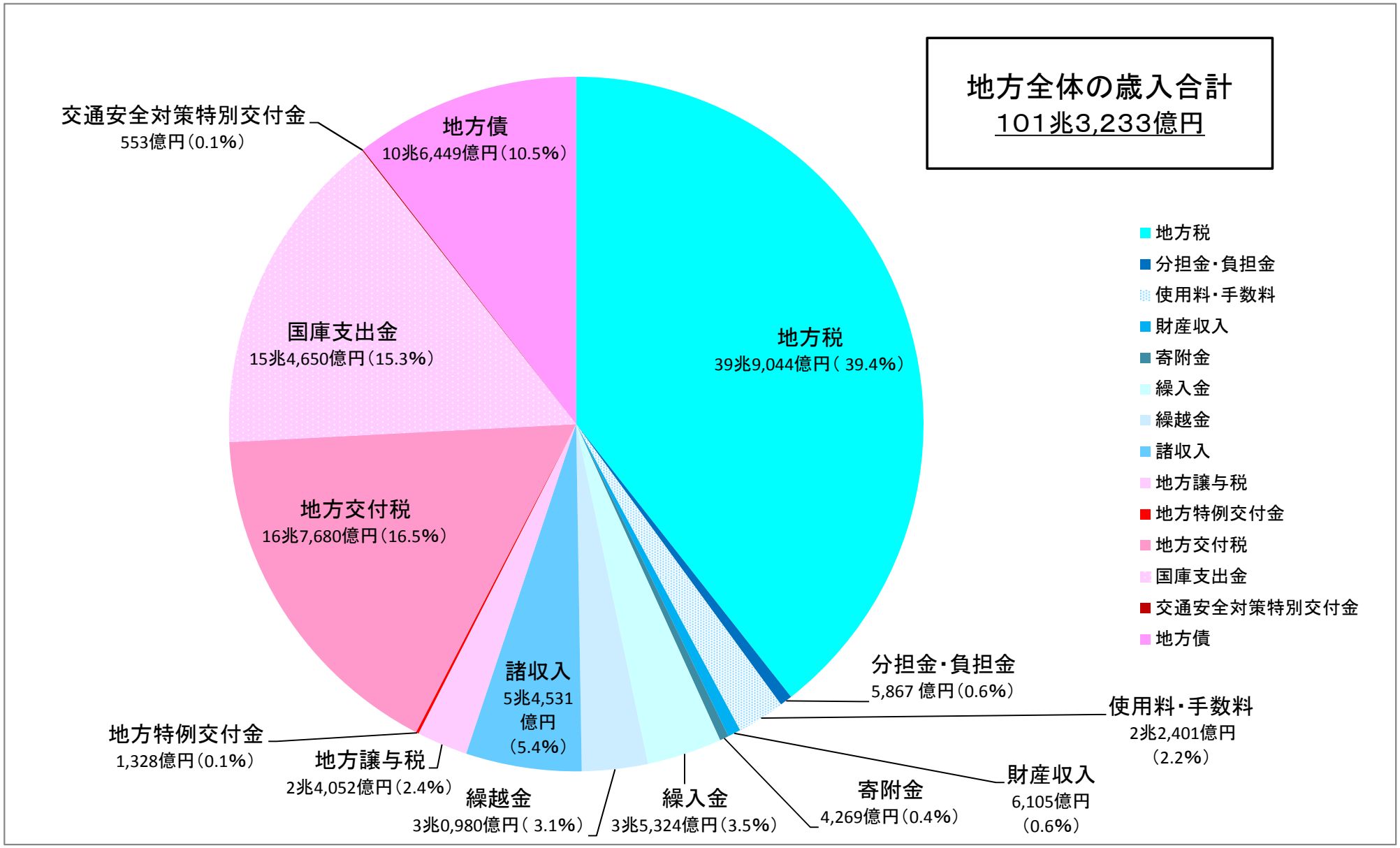

注　総務省「地方財政の状況」より作成。

地方財政の果たす役割

○　我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
○　その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○国と地方の役割分担（平成29年度決算）
〈歳出決算・最終支出ベース〉

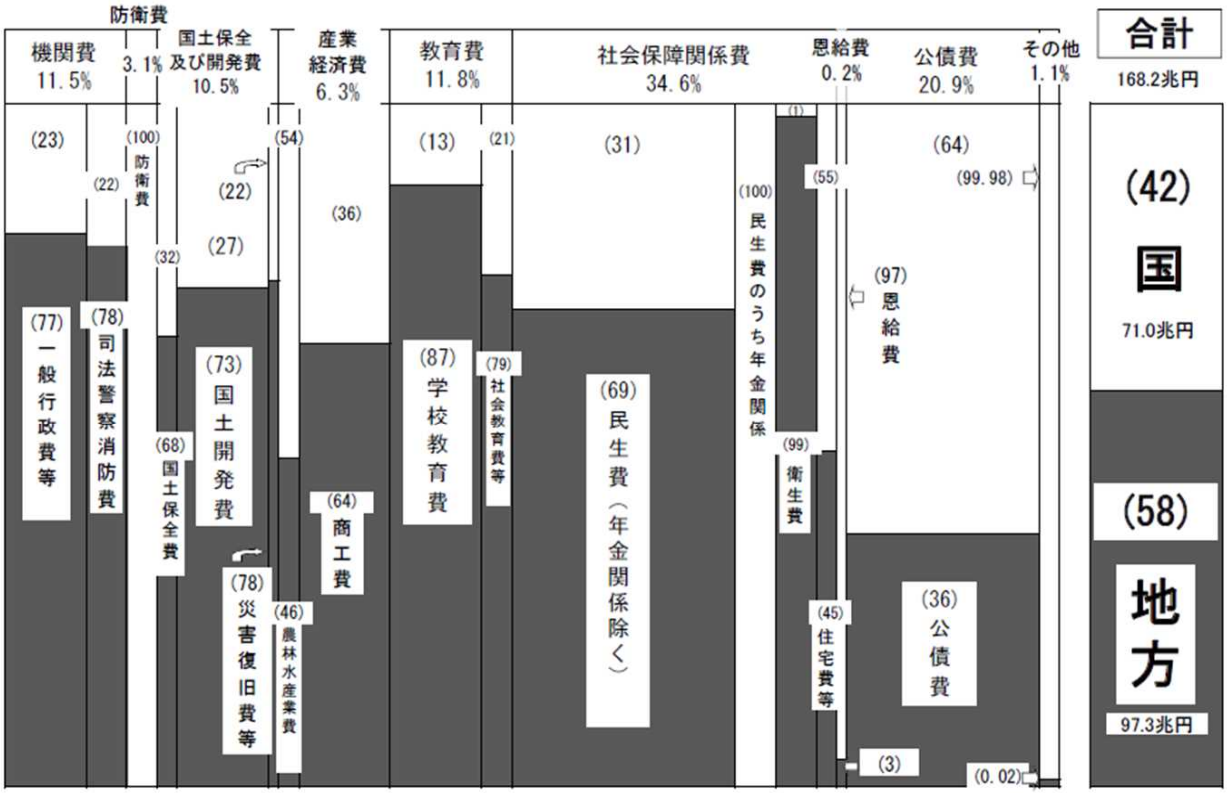

（注）（　　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

○国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
地方	市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

注　総務省資料より抜粋。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（平成31年度）【89兆5,930億円】　（単位：億円）

給与関係経費 203,307	補助 56,338	国費	15,435	小中学校教職員等
		地方費	40,903	
	地方単独 146,969	地方費	50,801	地方警察官 21,458 消防職員 12,515 高校教職員 16,828
		地方費	96,168	児童福祉司、ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
一般行政経費 384,197	補助 214,845	国費	95,455	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援 等
		地方費	119,390	
	地方単独 141,804	国の事業団等への出資金等	1,698	一般行政経費（単独）は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
		地方費	140,106	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳　など
	国保・後期高齢者 14,848	地方費		都道府県繰入金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業等
	まち・ひと・しごと創生事業費 10,000	地方費		
	重点課題対応分 2,700	地方費		
投資的経費 130,153	直轄・補助（公共事業等） 69,077	直轄事業負担金	6,368	
		国費	31,485	
		地方費	31,223	
	地方単独 61,076	地方費		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など
公債費 119,088		地方費		（注）小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
公営企業繰出金 25,394		企業債の元利償還に係るもの	15,383	上下水道、病院（高度医療等）等
		上記以外	10,011	
その他 33,791		地方費		

補助等　59.8%
単独　40.2%

直轄事業負担金　4.9%
補助　48.2%
単独　46.9%

注　地方財政審議会「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」（令和元年６月10日）より抜粋。

地方一般財源総額の推移①

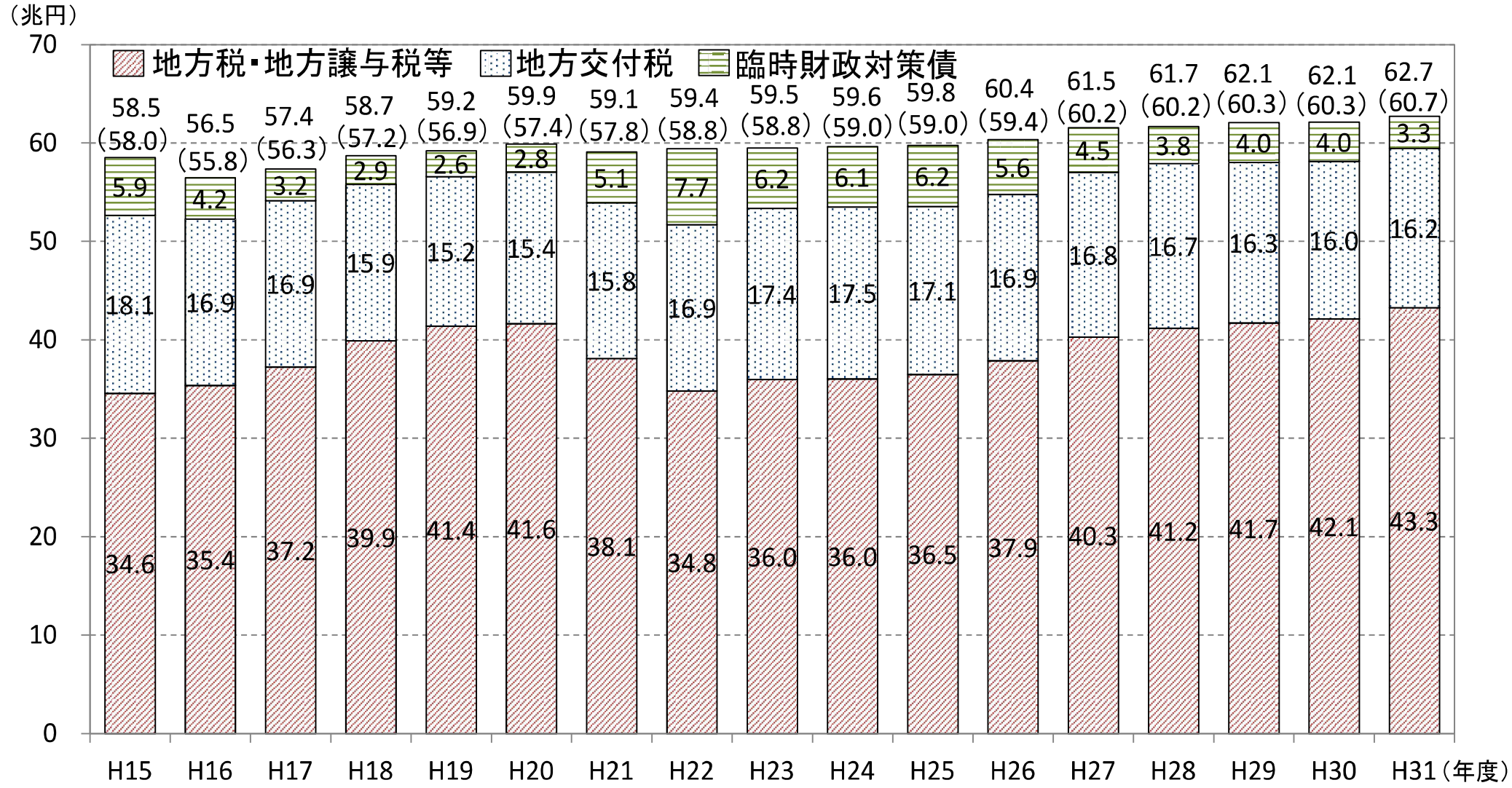

注１　地方財政計画ベース。
　２　三位一体改革において、平成１８年度に、国税から地方税へ約３兆円の税源移譲が行われた。
　３　（ ）書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース。
　４　平成２４年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額。
　５　総務省資料より抜粋。

地方一般財源総額の推移②

○　平成23年度に一般財源総額実質同水準ルールを過去最高水準（水準超経費除き）で設定。

○　その後、同水準は、消費税率の引上げ（5→8%。26年度初年度、27年度次年度、28年度平年度化）による増収分等を上乗せした水準で維持されている。

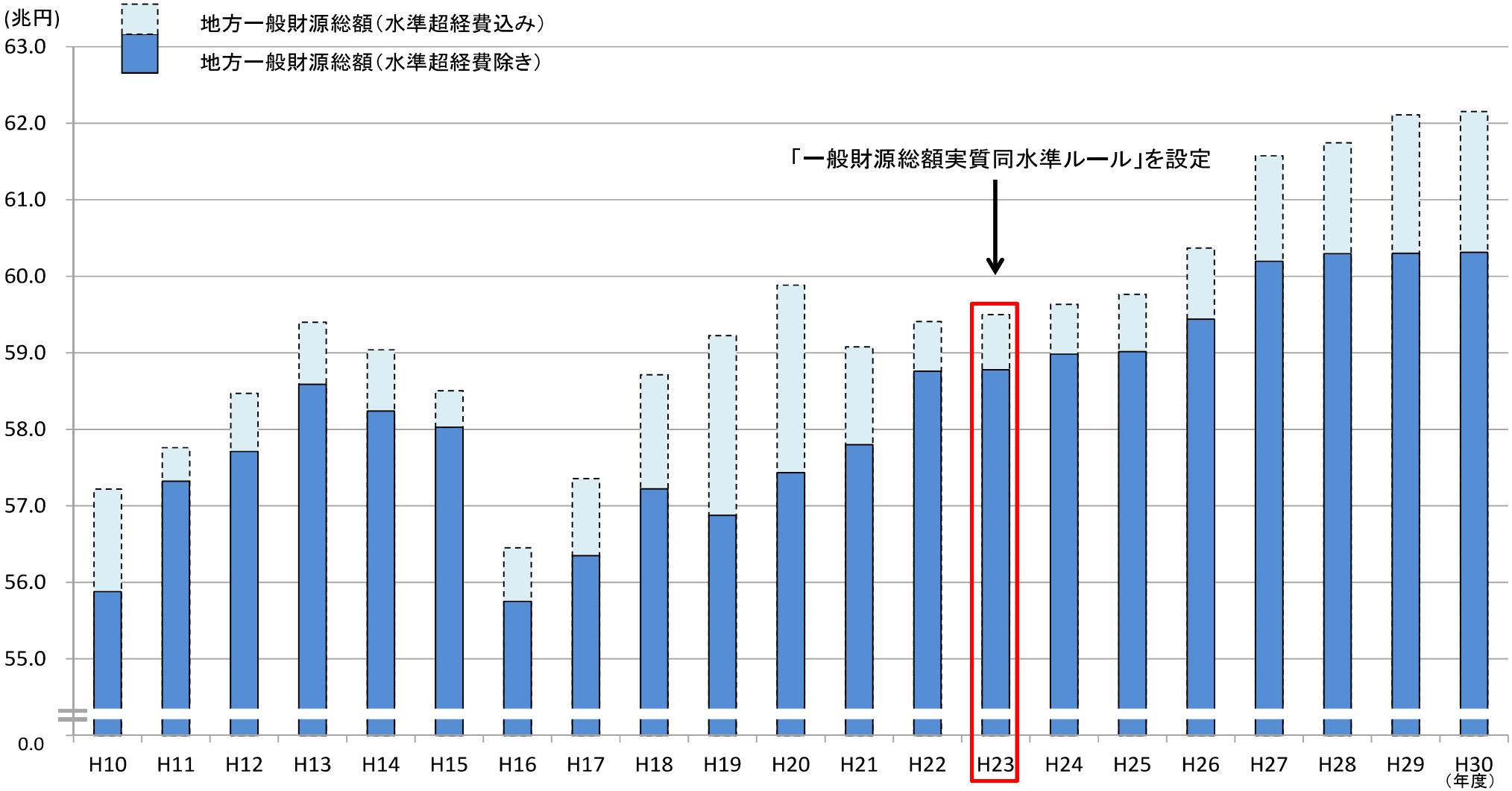

注　財政制度等審議会「新たな財政健全化計画等に関する建議（平成30年5月23日）」資料より抜粋。

財政制度等審議会「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日）
（一般財源総額実質同水準ルールに関する部分抜粋）

Ⅱ．　主要分野において取り組むべき事項

２．　地方財政

（1）一般財源総額実質同水準ルールの取扱い

○　経済・財政再生計画においては、地方の歳出水準について、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、（中略）一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」こととされた　（一般財源総額実質同水準ルール）。

○　これを踏まえ、地方一般財源（地方税、地方交付税、臨時財政対策債等）の総額については、平成27年度以降、60兆円程度で推移してきている（水準超経費除きの場合。水準超経費込みでは62兆円前後で推移）。

○　その内訳を見ると、同ルールが地方の安定的な財政運営に寄与する中で、地方税収等が増加し、地方交付税等及び臨時財政対策債が減少している。

（中略）

○　毎年度、国において赤字国債を発行して地方の一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度の地方財政計画の歳出規模、すなわち各年度に必要となる国による財源保障（移転）の適正規模については、より一層の精査が必要である。一般財源総額実質同水準ルールの今後の取扱いについては、こうしたことを踏まえつつ検討を行っていくべきである。

○　また、平成30年度における地方の折半対象財源不足額は0.3兆円であり、今後、地方税収や交付税法定率分等が増加すれば、折半対象財源不足が解消され、財源余剰が生じる可能性がある。この財源余剰分については、国・地方の財政健全化目標を着実に達成する観点から、地方のPB歳出の積み増しに費消するのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、過去の財源不足期に累積した債務の縮減を図っていく必要がある。その際、これまで国は地方の財源不足に対し法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯や国の厳しい財政状況等に鑑みれば、地方の債務縮減に充てるだけではなく、国の債務縮減にもつなげていかなくてはならない。

地方財政計画（歳入）の推移（当初ベース）

単位 :千億円）

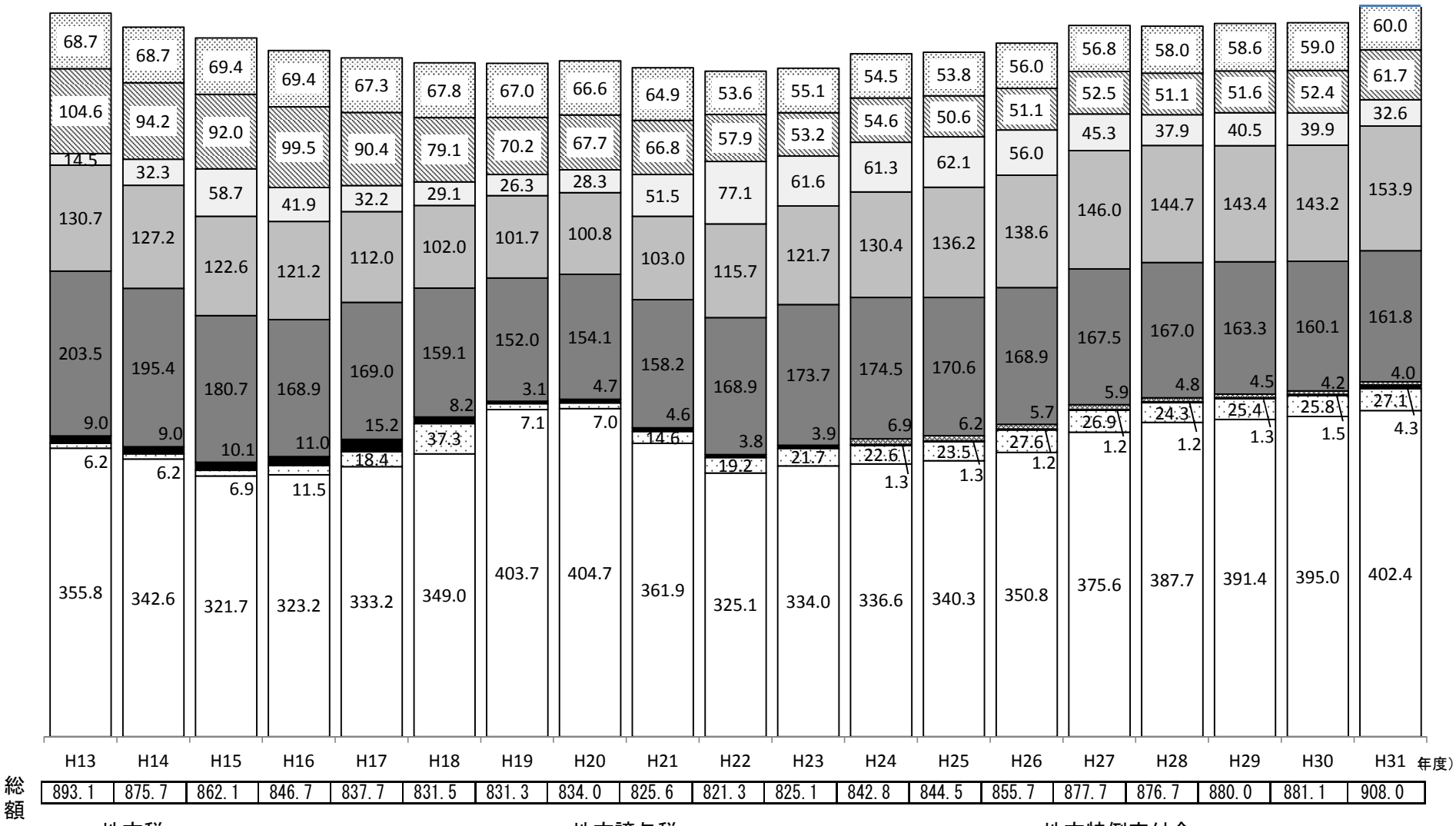

注　各年度地方財政計画（総務省）により作成。

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

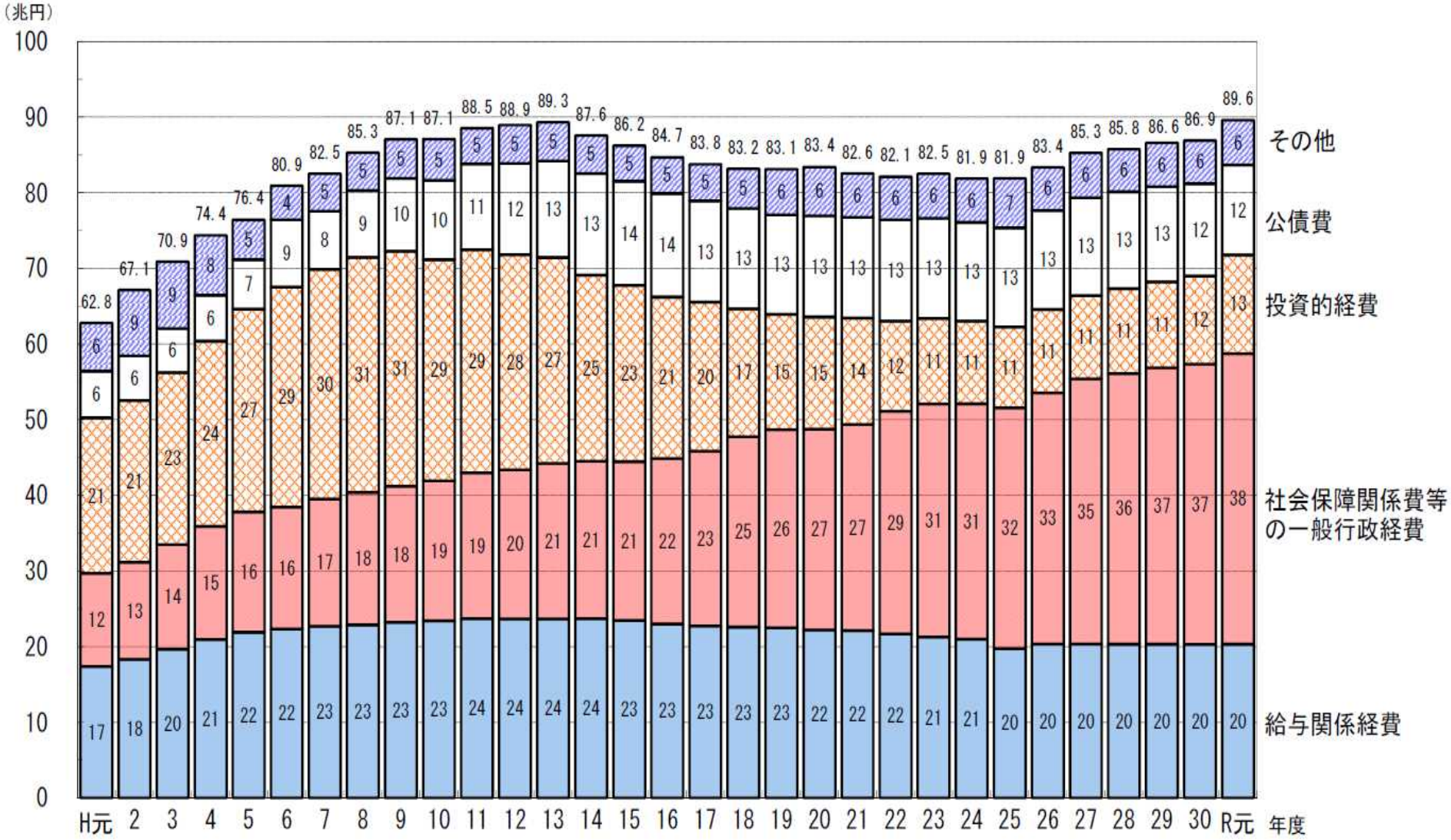

注　地方財政審議会「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」（令和元年6月10日）より抜粋。

地方財政の財源不足の状況

○　平成31 年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と基調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の増や公債費が高い水準で推移することなどにより、4.4 兆円の財源不足となり、地方財政計画の約4.9%の見込みとなっている。

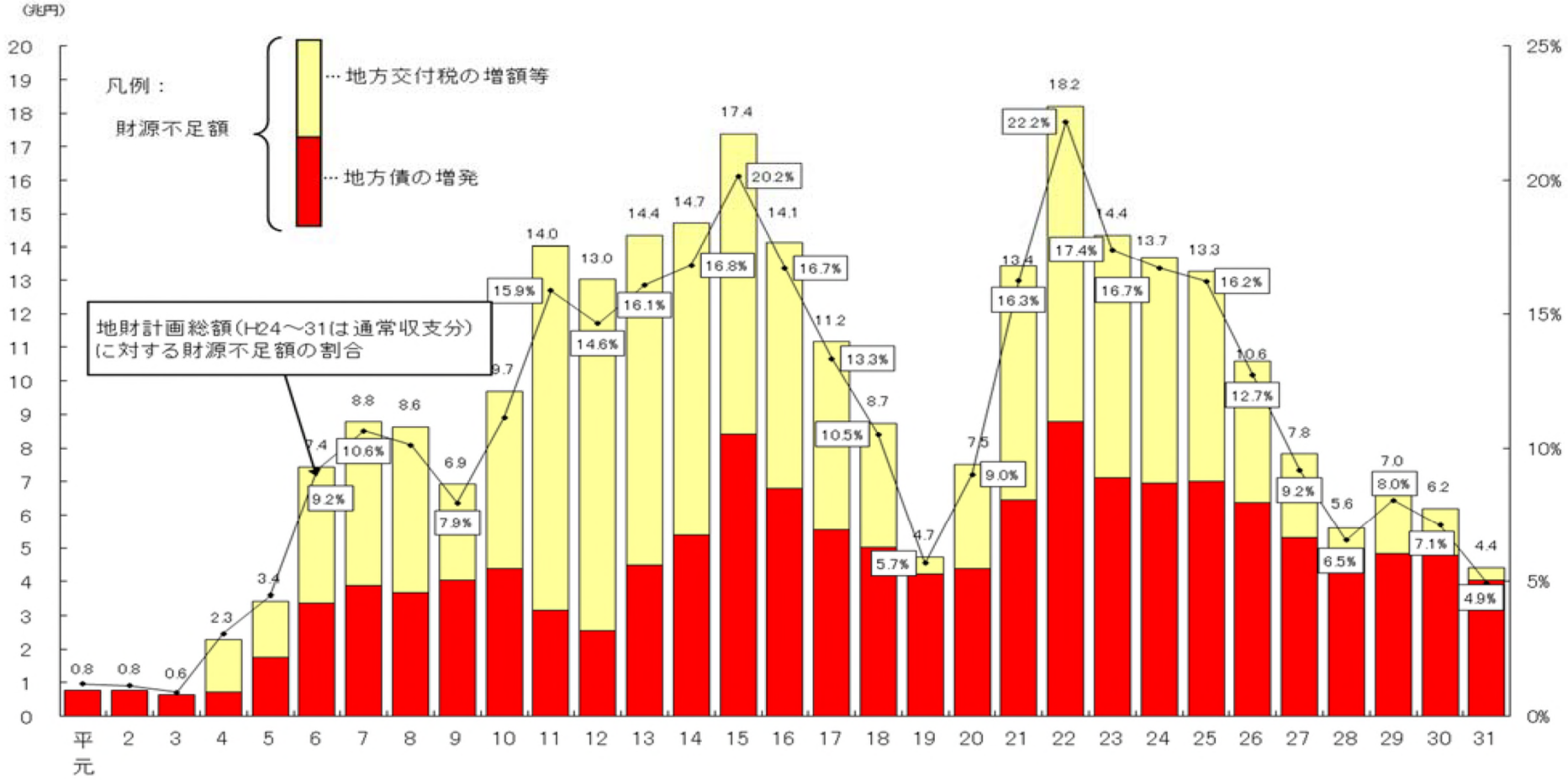

注１ 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である。 (平成31年度は当初)
　２ 総務省HPより抜粋。

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政の借入金残高は、近年200兆円前後で推移。
○ 借入金残高は、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.8倍、124兆円の増となっている。

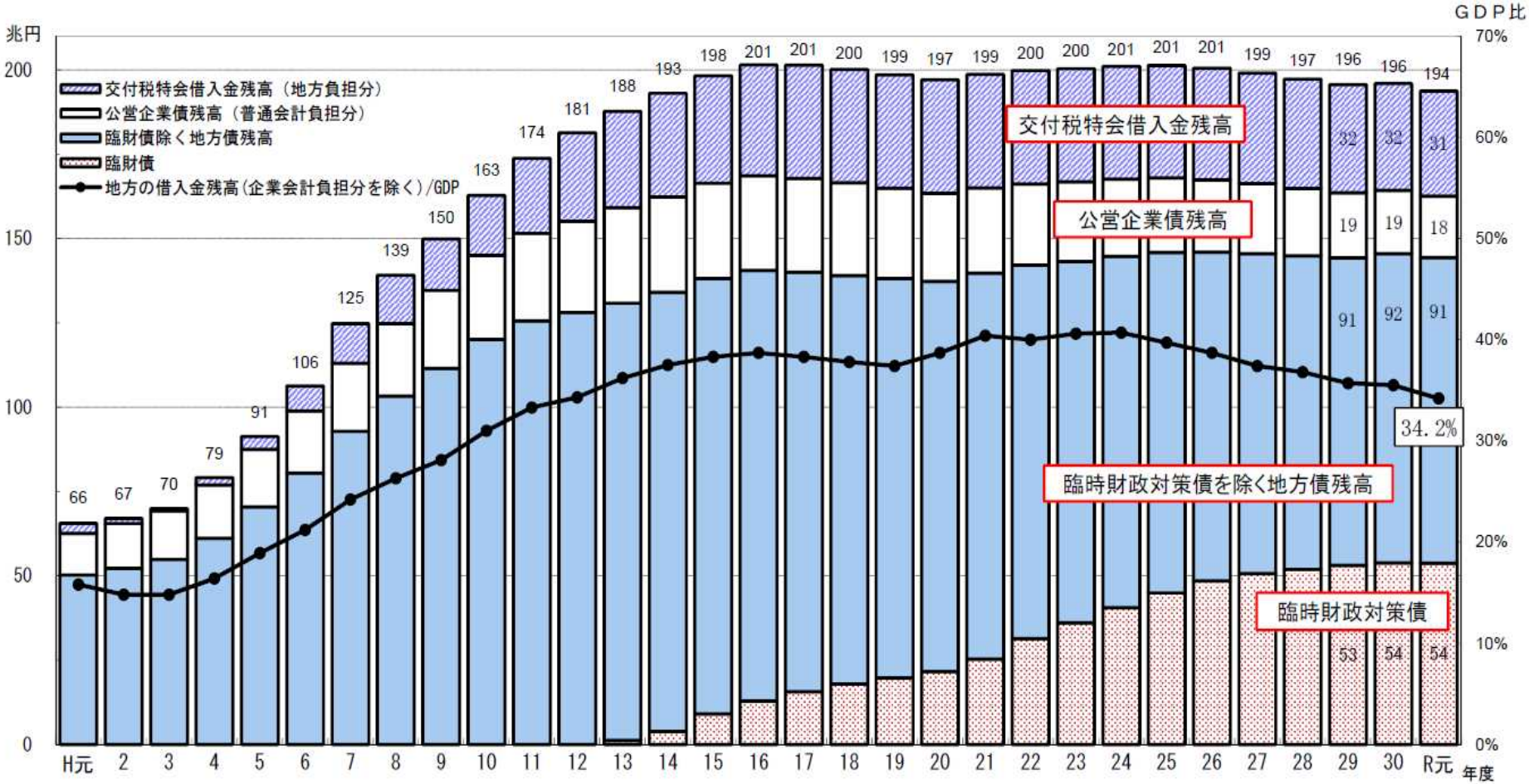

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	23	22

注1 地方財政審議会「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」（令和元年6月10日）及び総務省ホームページより作成。
2 地方の借入金残高は、平成29年度までは決算ベース、平成30年度・令和元年度は見込み。
3 GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度は実績見込み、令和元年度は政府見通しによる。
4 表示未満は四捨五入をしている。

国の借入金残高の推移

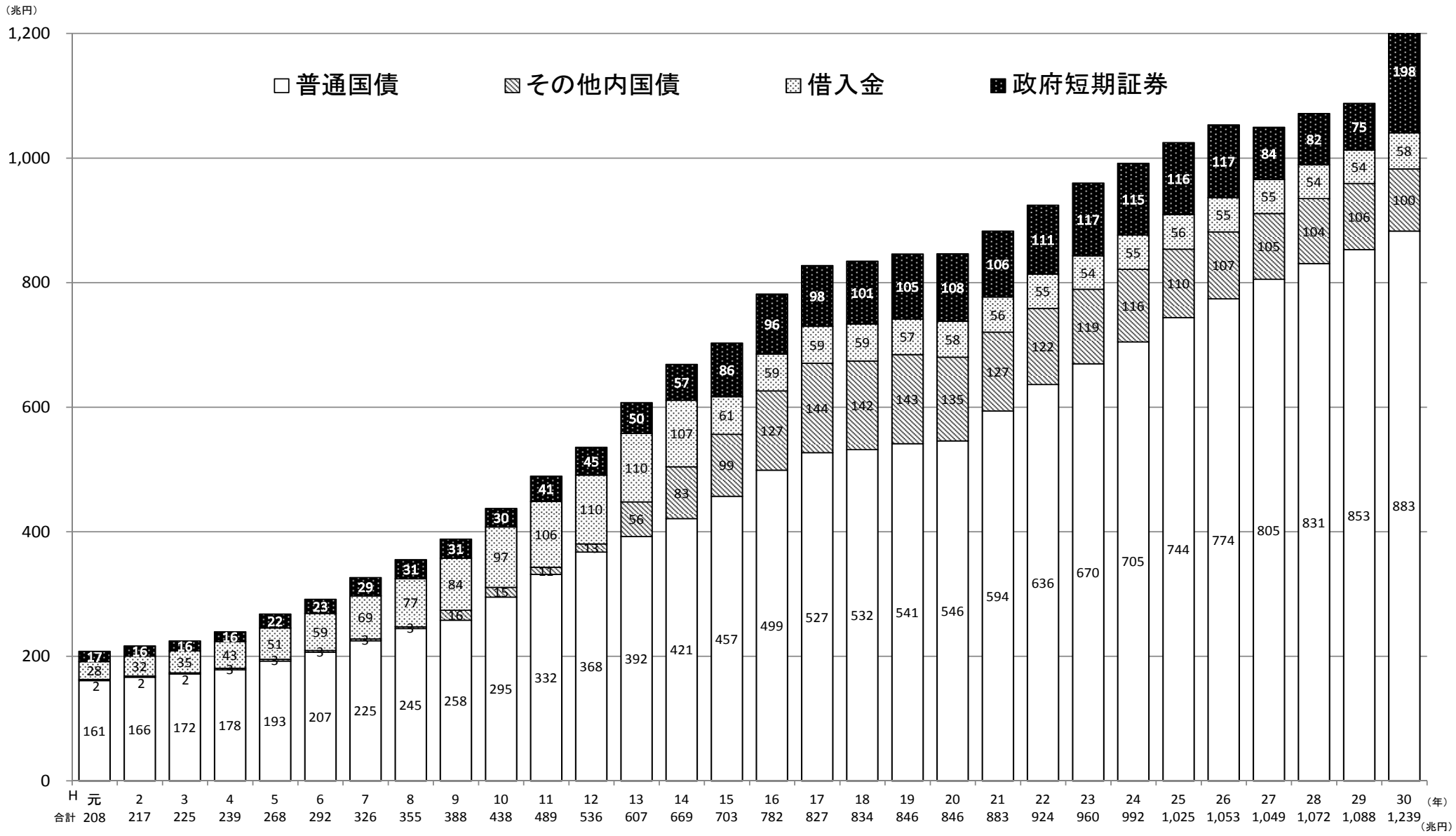

注1　財務省ホームページより作成。
　2　平成29年度までは実績、30年度は当初予算ベースによる計数である。
　3　端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがある。

地方交付税制度の概要

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば 国が地方に代わって徴収する地方税」 固有財源）である

○ 総額

所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額

○ 種類

普通交付税＝交付税総額の 94%、特別交付税＝交付税総額の 6%

参考）消費税率引上げに伴う地方交付税の法定率の変更 消費税）

平成26年～平成30年度 (8%)	平成31年度		平成32年度～ (10%)
	4～9月 (8%)	10～3月 (10%)	
22.3%	20.8%		19.5%

○ 普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額＝ 基準財政需要額－基準財政収入額）＝財源不足額

■ 基準財政需要額

各地方団体における標準的な水準の行政を行うために必要となる一般財源を算定するもの

単位費用 × 測定単位 × 補正係数

測定単位1当たり費用） 警察官数、65歳以上人口など） 段階補正、寒冷補正など）

■ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な税収入の一定割合により算定するもの

標準的な地方税収入 × 75／100 ＋ 地方譲与税等

○ 普通交付税の仕組み

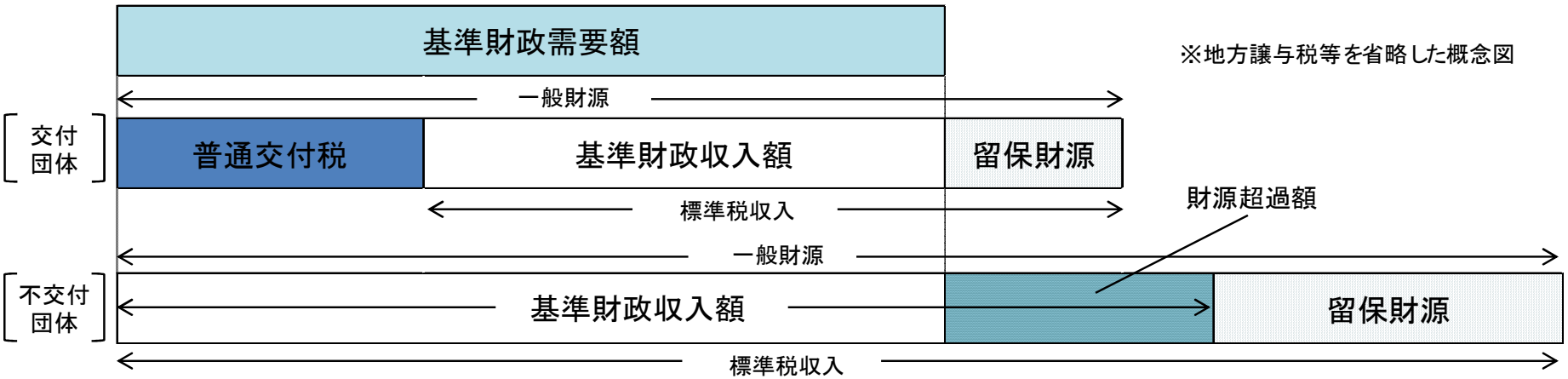

注 総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」等より作成。

基準財政需要額、単位費用、補正係数、基準財政収入額の概要

基準財政需要額

○　各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額（地方交付税法第2条第3号）

○　各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって算定

【基準財政需要額】

＝【各行政項目ごとの基準財政需要額（単位費用×（測定単位の数値×補正係数））の合算額】

単位費用

○　地方交付税法第2条第6号において、「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし」と規定

【単位費用】

＝【（標準団体の標準的な歳出）－（うち国庫補助金等の特定財源）】／【標準団体の測定単位の数値】

補正係数

○　自然的、社会的条件等地方団体が置かれている客観的条件からくる行政経費の差を、基準財政需要額の算定に反映させるために用いる係数（乗率）

（例）　種別補正、段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、
数値急増（減）補正、合併補正、財政力補正

基準財政収入額

○　各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額（地方交付税法第2条第4号）

【基準財政収入額】

＝【標準的な地方税収入】×【75／100】＋【地方譲与税等】

注　総務省「地方交付税制度の概要」より作成。

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成31年度当初）

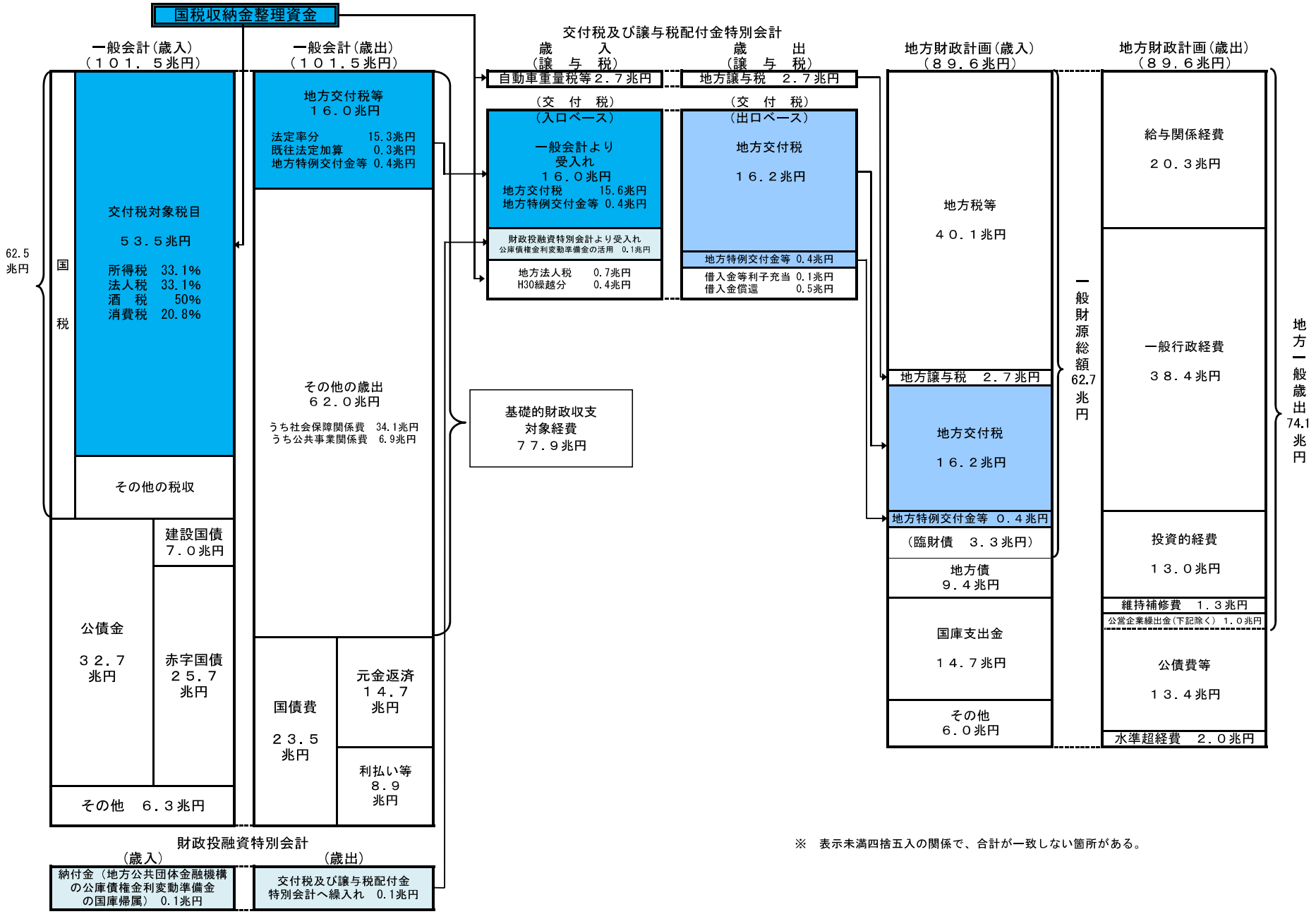

※ 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

注 総務省HPより抜粋。

地方交付税等総額（当初）の推移

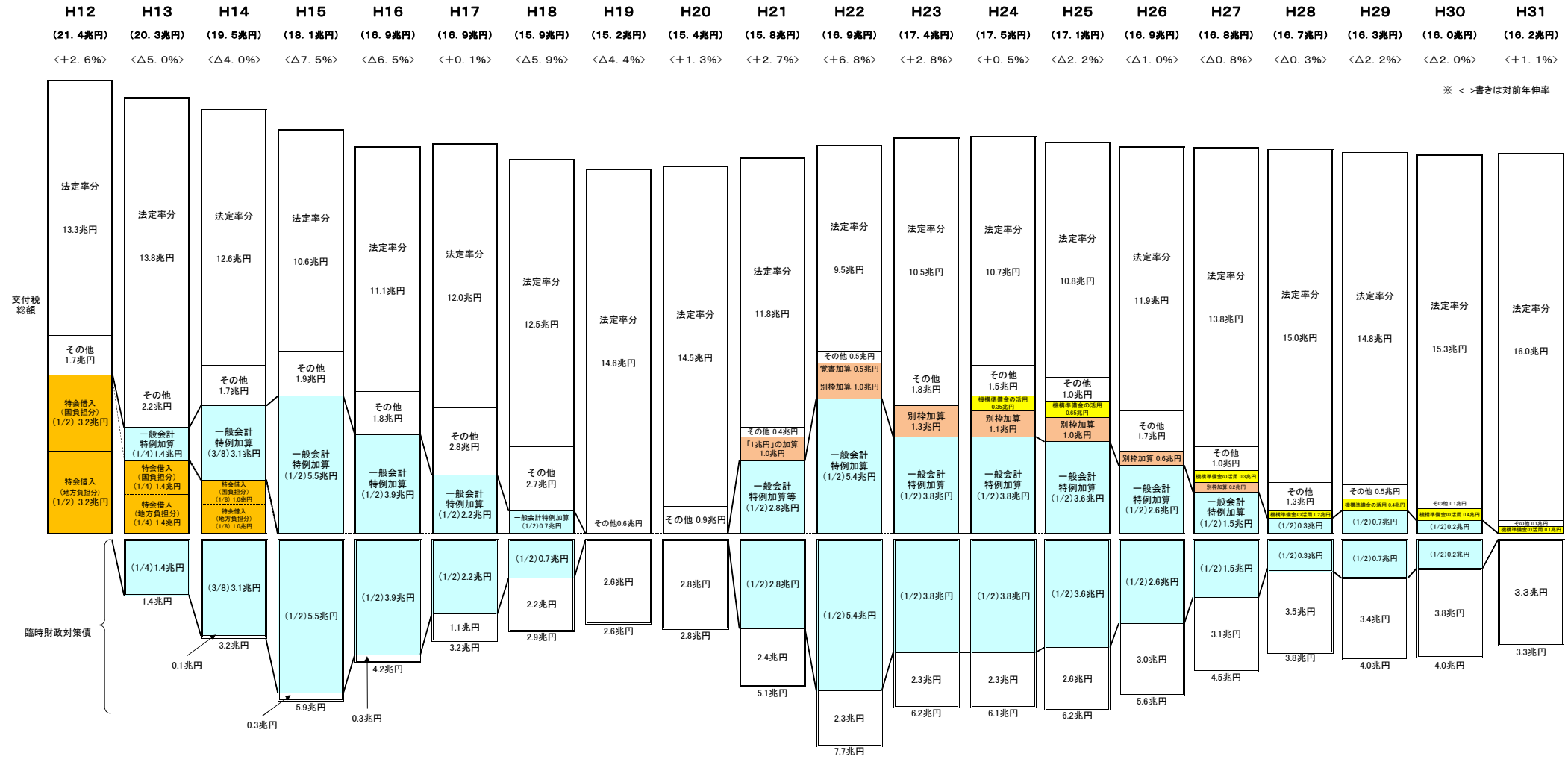

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

注１　表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
　２　総務省「地方財政関係資料」より抜粋。

都道府県別交付税依存度（平成29年度決算額）

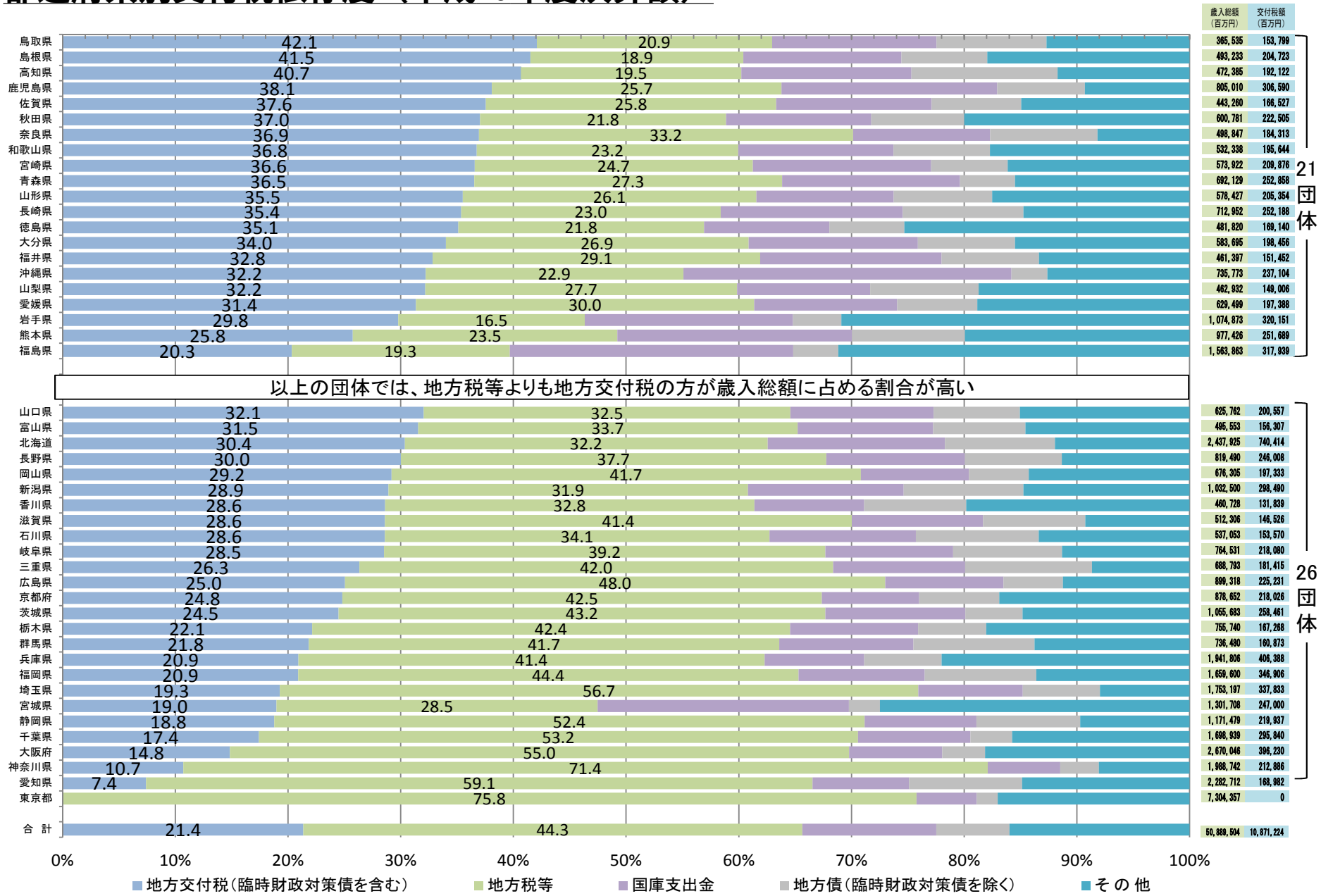

注１　総務省「平成31年度地方税に関する参考計数資料」、「平成29年度都道府県決算カード」より作成。
　　２　地方税等には地方譲与税を含み、交付税額には臨時財政対策債を含む。

地方交付税率の変遷

（単位：%）

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税
昭和29年	19.874	19.874	20			
昭和30年		22				
昭和31年		25				
昭和32年		26				
昭和33年		27.5		地方財政の財源不足に対処するため、順次引き上げ		
昭和34年		28.5				
昭和35～36年		28.5+0.3 ※1				
昭和37～39年		28.9				
昭和40年		29.5				
昭和41～63年		32				
平成元～８年				24 ※2	25	
平成９～10年				29.5		
平成11年		32.5				
平成12～18年	※3	35.8				
平成19～25年		34				
平成26年				22.3		全額
平成27年	33.1	33.1	50		除外	
平成28～30年						
令和元年				20.8		
令和２年				19.5		

※1　0.3%は臨時地方特別交付金
※2　24%は、消費譲与税に係るものを除いた消費税に係る率
※3　平成16年度から平成18年度までは、所得譲与税に係るものを除いた所得税に係る率

注　総務省「地方財政関係資料」より作成。

平成元年度以降の法定率改正理由

・平成元年度
　昭和63年度の税制の抜本改革における法定３税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を、国庫補助負担率の恒久化（経常経費）への対応としてたばこ税を対象税目化

・平成９年度
　平成６年度の税制の抜本改革における所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として、消費税の法定率を引上げ

・平成11年度、12年度
　平成11年度の税制改正における法人事業税の減税への対応として、法人税の法定率を引上げ

・平成19年度
　平成18年度の税制改正において恒久化される法人事業税の減税への対応として、法人税の法定率を変更

・平成26年度
　社会保障・税一体改革における社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更、平成26年度の税制改正において地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設

・平成27年度
　交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率を見直し

・令和元年度、２年度
　消費税率10%への引上げに伴い消費税の法定率を見直し

留保財源率の引き上げ（平成15年度）

１　見直しの趣旨

(1) 税収確保インセンティブの強化

交付税の算定上、算入することとされている地方税収の割合を低くすることにより（＝留保財源率を引き上げることにより）、企業誘致等により税収が増えた場合に、地方団体が自由に使える財源（一般財源）が増加するようにすることで、税収確保努力へのインセンティブを高める。

(2) 個別団体についての財源保障範囲の縮小

留保財源率の引き上げを行う場合は、基準財政需要額を減額することとなり、各団体にとっては、その減額部分について財源保障範囲が縮小されることとなる。

⇨ **これにより、各団体が自らの責任と自らの財源で対応すべき部分が拡大**

２　実施時期と引き上げ率

平成１５年度から道府県分につき5%引き上げ（２０%→２５%）

３　見直しのイメージ図

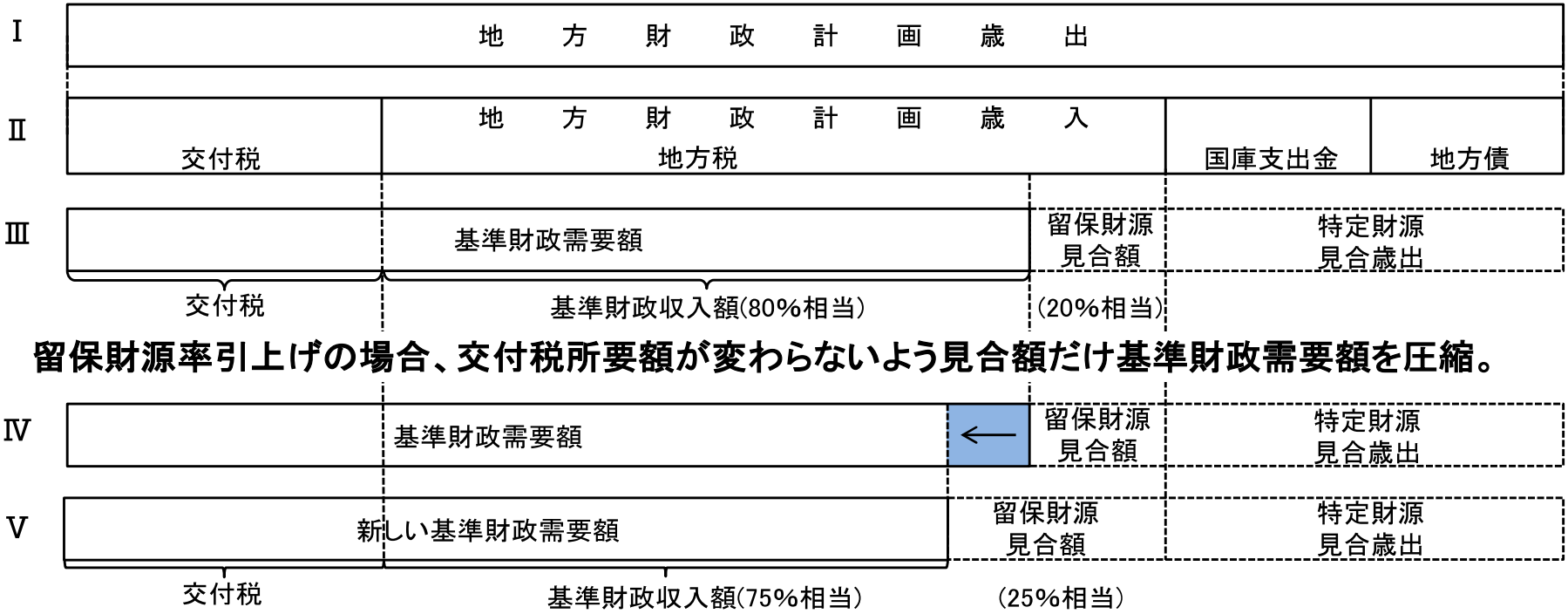

注　総務省「地方財政関係資料」（平成24年２月）より抜粋。

普通交付税不交付団体の状況（平成30年度）

○不交付団体数

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
都道府県	1	1	1
市町村	77	75	76
合計	78	76	77

○不交付団体数の推移（都道府県＋市町村）

（団体数）

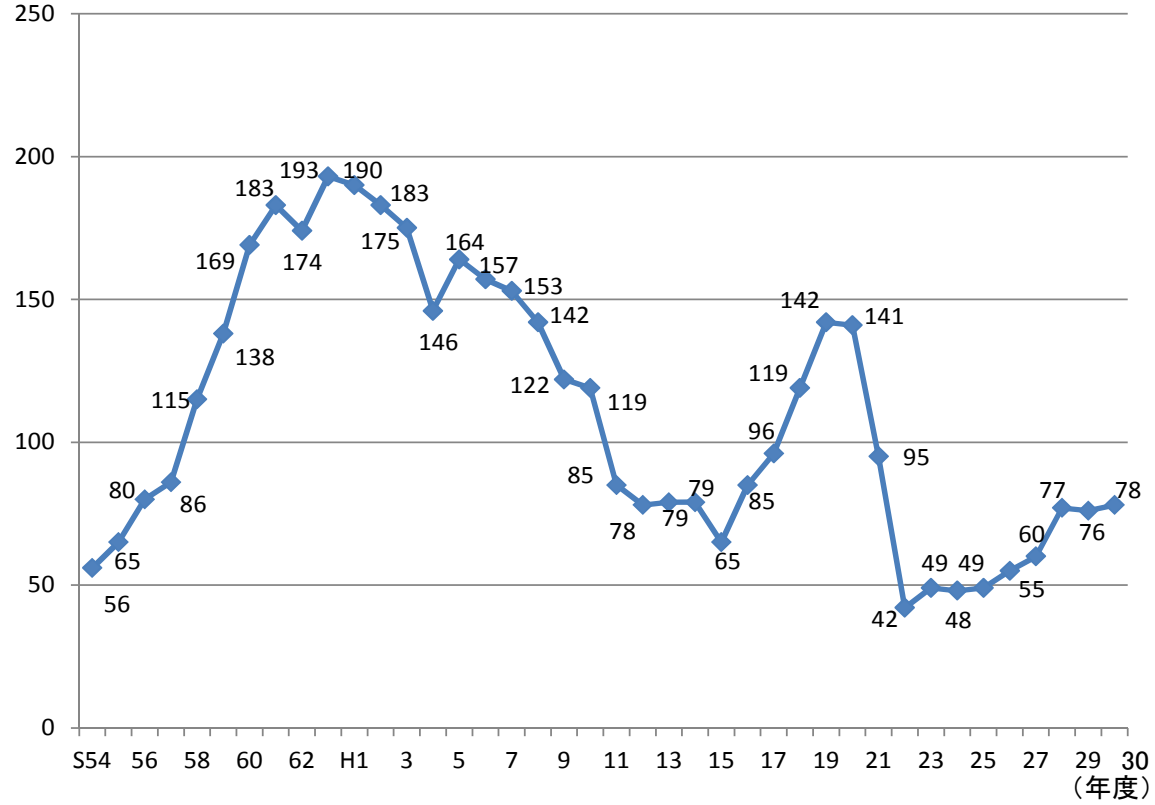

○不交付団体一覧表

1　道府県分　　東京都

2　市町村分

都道府県	不交付団体名				不交付団体数
北海道	泊村				1
青森県	六ヶ所村				1
宮城県	大和町	女川町			2
福島県	広野町	大熊町			2
茨城県	つくば市	守谷市	神栖市＊	東海村	4
栃木県	上三川町	芳賀町			2
群馬県	大泉町				1
埼玉県	戸田市	和光市	八潮市	三芳町	4
千葉県	市川市 君津市 印西市＊	成田市＊ 浦安市	市原市 袖ケ浦市		7
東京都	立川市 府中市 国分寺市 瑞穂町	武蔵野市 調布市 国立市	三鷹市 小金井市 多摩市		10
神奈川県	川崎市 厚木市 中井町	鎌倉市 海老名市 箱根町	藤沢市 寒川町 愛川町		9
新潟県	聖籠町	刈羽村			2
福井県	高浜町	おおい町＊			2
山梨県	昭和町	忍野村	山中湖村		3
長野県	軽井沢町				1
静岡県	富士市＊ 長泉町	御殿場市	湖西市＊		4
愛知県	岡崎市＊ 豊田市＊ 東海市 みよし市 大口町 幸田町	碧南市 安城市 大府市 長久手市 飛島村	刈谷市 小牧市 日進市 豊山町 武豊町		16
三重県	四日市市＊	川越町			2
滋賀県	竜王町				1
京都府	久御山町				1
大阪府	田尻町				1
福岡県	苅田町				1

市町村合計　　77団体

3　合計　　78団体

注１　総務省「平成30年度普通交付税の算定結果等」より作成。
　２　東京都国立市、東京都瑞穂町、神奈川県中井町、福井県おおい町は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
　３　＊印は、平成30年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。（９団体）

普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方①

1 都に財源余剰があるという主張について

✓ 交付税算定上の財源超過額や財源不足額は、
地方交付税を配るために国が決めた一定の基準、
いわば**「国の物差し」で計測した理論値**に過ぎません

・都の財源超過額 ＝ **「国の物差し」で計測した理論値**に過ぎない

✓ 財源超過額や財源不足額は、**実態からかけ離れた数字**です
従って、これをもって、都に財源余剰があるという主張は、
いわば**机上の空論であり、妥当とは言えません**

・都の財源超過額 ＝ **都の財源余剰額を表したものではない**

2 地方交付税について

✓ 「地方交付税」とは、どの地域に暮らす住民にも
一定水準の行政サービスが提供されるように、
地域間の税収の偏在などを調整する国の制度です

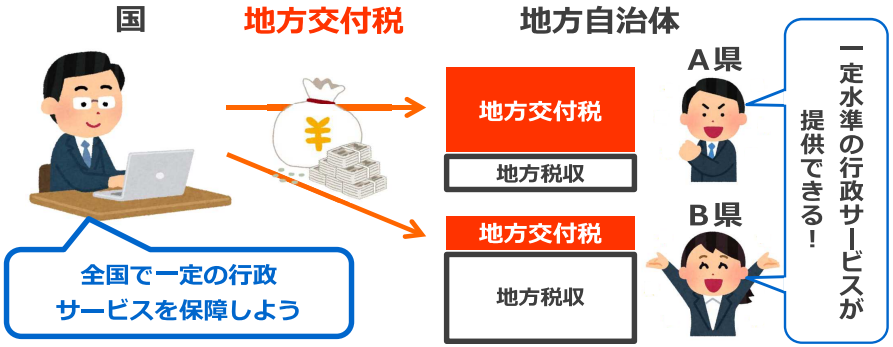

3 財源超過額について

✓ 財源超過額や財源不足額とは、地方交付税を配るために、
「国の物差し」で計測した自治体の収入と支出の差額(**理論値**)です

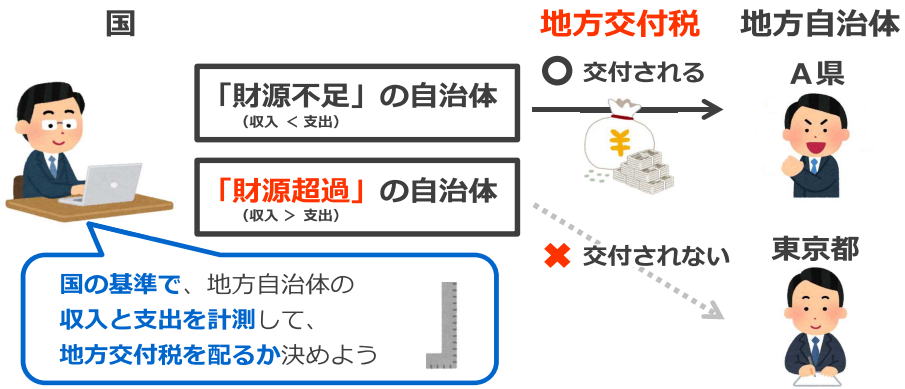

4 「国の物差し」による計測値と実態の違い

✓ 「国の物差し」では、ほとんど **計測されない支出があります**

○ **以下の例だけで、約3,600億円 の支出が計測されていません**

- 東京に全国の３割が集中している**待機児童の解消に向けた取組 等**
- 都民の命と暮らしを守る、**都市型災害への備え 等**
- 日本の玄関口としての、**東京の観光施策**
- 日本全体に大きな波及効果をもたらす、**東京2020大会の開催準備**

✓ 「国の物差し」では、**大都市の支出が適切に計測されていません**

○ **以下の例だけで、約6,000億円 の支出が抑制されています**

- 人口や土地価格などの**計測値に上限**が設けられています
- **大都市の支出を計測するための乗率**が、**年々引き下げ**られています

注　東京都財務局「平成30年度東京都普通交付税の算定結果について」（平成30年７月24日）より抜粋。

普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方②

4-1 ほとんど計測されない支出の例 ①
待機児童解消に向けた取組 等

✓ **国の基準を超えて行う対策**は、支出として計測されません

⇒ 以下の例だけで、**約1,100億円** が計測されていません

・**保育所や保育人材の確保に向けた都独自の対策**は、計測されていません

全国の**3割**の待機児童が東京に集中

« 待機児童が多い都道府県 »

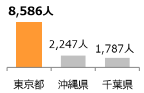

喫緊の課題の解決に向け、都独自の対策が必要

都独自の認証保育所事業（認可保育所に加えて認証保育所を確保）	**41** 億円
都独自の保育士等の処遇改善策（保育士等キャリアアップ補助等）	**376** 億円

・**東京の地価や家賃の高さに即した都独自の上乗せ補助**は、計測されていません

東京の地価は、他道府県平均の **8倍**

東京の家賃は、全国平均の **1.4倍**

国基準への上乗せ補助が必要

保育所整備費等の上乗せ補助	**330** 億円
特別養護老人ホーム整備費等の上乗せ補助	**334** 億円

4-2 ほとんど計測されない支出の例 ②
都市型災害への備え 等

✓ **各自治体に特有の対策のための支出**は、計測されません

⇒ 以下の例だけで、**約1,400億円** が計測されていません

・**河川の洪水を貯留するための都市部における地下調節池建設**や、**地盤が潮位より低い地域の津波・高潮対策**は、そのほとんどが計測されていません

中小河川の治水対策（地下調節池、護岸の整備等） **351** 億円

津波・高潮に備える取組 等（東部低地帯における耐震・耐水対策等） **447** 億円

・**道路整備等のための用地取得費には、東京の地価の高さ**が考慮されていません

東京の地価は、他道府県平均の **8倍**

« 住宅地平均価格(1㎡あたり) »

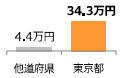

地価の差を反映させると

« 道路橋りょう費における用地取得費の例 »

4-3 ほとんど計測されない支出の例 ③
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備 等

✓ **標準的な行政サービスを超える取組**は、支出として計測されません

⇒ 以下の例だけで、**約1,100億円** が計測されていません

・日本全体に大きな波及効果をもたらす、**東京2020大会の成功に向けた取組**は計測されていません

大会経費 1兆3,500億円　H30年度 **983** 億円

« 東京2020大会の経済波及効果 »

経済波及効果（全国） **32.3兆円**
（都内分：20.4兆円、都外分：11.9兆円）

税収効果　（全国） **4.7兆円**
（国　税：3.4兆円、地方税：1.3兆円）

・**外国人旅行者数を増加させ、経済効果を日本全体に波及**させる取組は、そのほとんどが計測されていません

外国人旅行者等の誘致（地方と連携した観光ルート開発、ＭＩＣＥ誘致等） **67** 億円

外国人旅行者等の受入環境の充実 **61** 億円

4-4 大都市の支出が適切に計測されていない ①
大都市に不利な支出の割落とし

✓ **人口や土地価格などの計測値に上限**が設けられています

⇒ これにより、**約4,200億円** の支出が割落としを受けています

・例えば、特別区の**昼間流入人口は318万人**ですが、**72万人しか計測されていません**

« 区部の割落としの状況 »

	都の実態	交付税算定の上限値
昼間流入人口	318 万人 ↘	72 万人
人口集中地区人口	927 万人 ↘	273 万人
土地価格（1㎡当たり）	36.5 万円 ↘	15.6 万円

« 昼間流入人口の割落としの状況 »

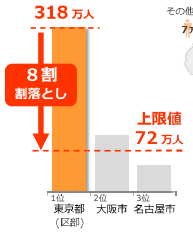

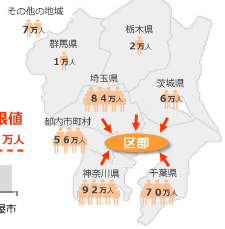

4-5 大都市の支出が適切に計測されていない ②
大都市に不利な計測数値の引下げ

✓ **大都市の支出を計測するための乗率が年々引き下げ**られています

⇒ これにより、**約1,850億円** の支出が抑制されています

・例えば、道路橋りょう費を計測する乗率は、**大都市ほど低下傾向**にあります

« 道路橋りょう費（延長）の計測方法 »

✓ **都市化の程度などを反映**するため、**補正のための乗率**を設定

単価（円） × 道路延長（km） × **補正のための乗率**

・**大都市ほど支出がかさむ経費を割増すための乗率**（普通態容補正）が**年々引き下げられている**

« 道路橋りょう費（延長）の普通態容補正の推移 »

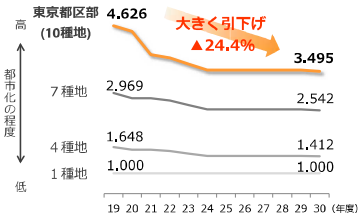

注　東京都財務局「平成30年度東京都普通交付税の算定結果について」（平成30年７月24日）より抜粋。

地方交付税に関する過去の東京都税制調査会における主な意見

平成30年度 東京都税制調査会答申（抜粋）

Ⅳ　地方財政調整制度等における諸課題
１　地方財政調整制度
（２）地方交付税制度
（地方交付税制度のあり方）

○　地方交付税は、本来地方の税収入とするべきであるが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、地方の固有財源である。
○　地方交付税制度は我が国における財政調整制度の中心部分をなすものであり、国と地方の財源配分機能、国から地方への財源保障機能及び地方自治体間の財源調整機能を担っている。
○　一方、現状では財源保障に必要な地方交付税総額は確保されておらず、地方財政計画上、本来交付税措置されるべき財政需要が赤字地方債である臨時財政対策債により充足されている 。臨時財政対策債の残高は、平成13年度の創設以来一貫して増加しており、地方財政の健全性を損なうものである。
○　地方交付税制度を持続可能な制度とし、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、交付税原資となる国税の増税、地方交付税の法定率引上げ等を行うとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映するべきである。

委員から出されたその他の意見等

○　地方税の充実が良いのか、地方交付税や交付金で一般財源を充実する方が良いのか。充実を主張するには、税源格差、財政収入の効率性等も踏まえて、検討が必要ではないか。
○　行政区域内の納税者が納めた税収を自分の地域の維持・発展に使うことは、それなりに正義がある。東京都、国、他の地方団体が納得するような議論には、原理原則論だけではなく、次善の解を探すような姿勢も必要ではないか。
○　国税5税を今以上に地方へ振り向けろというのは、いかがなものか。地方交付税制度の財政調整機能と平衡化機能を充実させるには、留保財源比率の引下げ、基準財政需要額の引下げで臨時財政対策債の発行を抑制する等が考えられる。これらは、現在のあり得る仕組みで、かつ国庫に過剰な負担をかけない方法ではないか。
○　偏在性が強い法人課税が、税収の高い構成比を占め続けていると、いつまでも地方間対立のような話も起きる。地方税制全体を偏在性の少ない税制に変えていくことも、中長期的に発信していくべきではないか。
○　地方交付税制度が、十分に機能していないのではないか。財源不足を臨時財政対策債で賄っている部分がある。加算の仕組みや、臨時財政対策債の仕組みにメスを入れて、今のままでは制度が維持できないことを主張していく必要があるのではないか。
○　東京都税制調査会として、地方交付税制度の取り上げ方が難しい。自主財源を充実して東京都の独り勝ちになったとき、調査会としての主張の仕方、踏み込み方が難しい。

「地方共有財源を巡る構想」に対する過去の東京都税制調査会における議論

平成25年度　東京都税制調査会中間報告（平成25年11月19日）

Ⅲ　地方財政調整制度

４　地方財政調整制度を巡る論点

（２）　財政調整に関する最近の議論

（地方共同税）

○　地方交付税による国の財源保障を前提とし、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、地方が主体的に地方共同税として課税し、地方が合意した客観的な指標で配分するといった方策が議論されている。

○　しかし、ナショナルミニマムの水準が明確でなく、本来は国が担うべき財源保障、財政調整の責任が地方に押し付けられ、結果として地方税全体が地方財政調整に使われてしまうことにつながる恐れがある。

○　一方、従前より、地方自治体間の財政力格差の是正は、地方共同税として、一定の地方税収をプールし、人口・面積等の基準で各地方自治体に配分する水平的な財政調整によって行うべき、という主張がある。

○　地方税が地方の自主財源といわれるゆえんは、税源の所在地と税収の帰属地が一致することにある。税源の所在地と税収の帰属地が一致しない地方共同税は、自主財源としての性格を失い、地方の課税自主権を自ら否定するものであり、もはや地方税といはいえない。

○　地方共同税は、事実上、財源拠出団体がそうでない団体を支える仕組みであり、地方税の原則に反する。一律に一人当たり税収の平準化を目指すことで地域の財政需要を無視するものであり、東京都をはじめとする財源拠出団体の住民の理解と納得を得ることは困難である。

（地方共有税）

○　地方交付税について、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れる地方共有税とすべき、という議論もある。

○　地方共有税については、現行の地方交付税制度と別の形が必要なのか、財源保障に対する国の責任を狭めるものかどうかなどの観点から、更なる議論が求められる。

平成21年度　東京都税制調査会中間報告（平成21年11月17日）

Ⅲ　地方財政調整制度

３　財源調整論

c.　分権の流れ

（中略）

○　地方共同税の議論において、ドイツの共同税の例が挙げられることがある。しかしながら、ドイツにおいては、州の財政に影響を及ぼす法律については、州の代表からなる連邦参議院の同意が必要であるなど、地方が意思決定に参加できる仕組みとなっている。そうした仕組みがない中で、水平的調整を行う地方共同税は、地域住民の意思が税制度に反映されず、分権とは遠い。

○　なお、水平的財政調整について、スウェーデンでは、法律諮問会議が「他の自治体に移転する目的で住民に課税することは違法である」との見解を示していることにも留意すべきである。